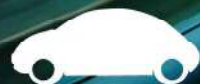


飲んだ瞬間、
ハンドルも、人生も、
制御不能です。

飲酒運転は、



クルマ



自転車



特定小型原動機付自転車

すべて違法です。

飲酒運転は、**命**を奪う**重大な犯罪**

一瞬の過ちが
誰かの一生を壊す。

ストップ・ザ
交通事故

高めようモラル
守ろうルール

年末の交通安全県民運動 12/1^月～12/10^水

運動重点

- 歩行者の安全な交通行動の実践
- 自転車等の安全利用及びヘルメット着用の徹底
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶



飲酒運転は絶対に許しません！

～12月は飲酒運転根絶強調月間です～

飲酒運転、絶対に四(し)ない！

- ◆運転するなら「酒を飲まない」
- ◆酒を飲んだら「運転しない」
- ◆運転する人に「酒をすすめない」
- ◆酒を飲んだ人に「運転させない」



自転車・特定小型原動機付自転車も！



飲酒運転は犯罪！

自動車運転代行サービスの活用やハンドルキーパー運動の推進をお願いします！

運転者

違反種別		行政処分	罰則
酒酔い運転		免許取消し(欠格期間3年)※2 35点	5年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25mg/ℓ以上※1	免許取消し(欠格期間2年)※2 25点	3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
	0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満※1	免許停止(90日)※2 13点	

※1 mg/ℓ…呼気1ℓ中のアルコール濃度

※2 前歴及びその他の累積点数がない場合

車両等の提供者・酒類の提供者・同乗者

周辺者の態様	運転者の違反種別	行政処分	罰則
車両等の提供者	酒酔い運転	免許取消や 免許停止の対象	5年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金
	酒気帯び運転		3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
酒類の提供者 車両同乗者	酒酔い運転	免許取消や 免許停止の対象	3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
	酒気帯び運転		2年以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金

2026年(令和8年)4月から自転車の違反行為に 交通反則通告制度(青切符)が適用されます

対象者

16歳以上の自転車利用者

対象となる違反

113種類の違反行為



主な違反に対する反則金

- ・ながらスマホ等 1万2,000円
- ・遮断踏切立入り 7,000円
- ・信号無視 6,000円
- ・通行区分違反(歩道通行・逆走など) 6,000円
- ・一時不停止 5,000円
- ・制動装置不良運転 5,000円
- ・傘差し運転 5,000円
- ・イヤホン・ヘッドホン使用運転 5,000円
(周りの音が聞こえにくい状況の場合)
- ・無灯火運転 5,000円
- ・二人乗り・並進 3,000円

